# 令和6年度 医学部入学定員増について

### 1. これまでの経緯

資料 2 - 1

- 昭和57年及び平成9年の閣議決定により、医学部の入学定員を7,625人まで抑制。
- 平成18年の「新医師確保総合対策」により医師不足が深刻な都道府県(青森、岩手、秋田、山形、福島、新潟、山梨、長野、岐阜、三重)について各10人、平成19年の「緊急医師確保対策」により全都道府県について原則として各5人の入学定員を増員。これらにより、平成20年度の入学定員を7,793人に増員。
- 「経済財政改革の基本方針2008」を踏まえ、平成21年度の入学定員を8,486人に増員。
- 平成22年度以降は、地域の医師確保等の観点から最大9,420人まで増員。
  - ※平成28年度に開設した東北医科薬科大学医学部(100人)、平成29年度に開設した国際医療福祉大学 医学部(140人)含む。

## 2. 平成22年度以降の増員の枠組み

# (1)地域の医師確保の観点からの定員増(地域枠)※令和6年度においても措置

都道府県が都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に基づき奨学金を設け、 大学が地域医療を担う意思を持つ者を選抜し、地域医療等の教育を実施。

【令和5年度:961人(+53)】

うち、地域のニーズに対応して**選択可能な診療科を示し、診療科偏在対策を図る**ものとして、 診療科選定地域枠 331人 うち、令和5年度新規 45人 を増員。

# (2)研究医養成のための定員増 (研究医枠) ※令和6年度においても措置

複数の大学と連携し、研究医養成の拠点を形成しようとする大学で、研究医の養成・確保に学部・大学院 教育を一貫して取り組む各大学 3 人以内の定員増。

【令和5年度:27人(±0)】

※括弧内は令和4年度定員数からの増減

# 3. 入学定員の推移

# 4. 增員期間

令和6年度までの間

(令和6年度は令和元年度の医学部定員総数(9,420人)を超えない範囲で、その必要性を慎重に精査しつ つ、暫定的に現状の医学部定員を概ね維持。)

# 令和6年度医学部定員増に係る方針について

- ○経済財政運営と改革の基本方針 2018 (平成 30 年 6 月 15 日閣議決定) 抄
  - 第3章 「経済・財政一体改革」の推進
  - 4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題
  - (1) 社会保障

(医療・介護提供体制の効率化とこれに向けた都道府県の取組の支援) 2020 年度、2021 年度については、2019 年度の医学部定員を超えない 範囲で、その必要性を慎重に精査しつつ、暫定的に現状の医学部定員を 概ね維持する。

- 〇令和6年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について(令和4年11月4日) 日文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知)抄
  - (1) 令和6年度の医学部総定員の考え方について <u>令和6年度の医学部総定員は、令和2年度から令和5年度までと同</u> 様、令和元年度の医学部総定員数(9,420人)を上限とすることとする。
  - (2) 令和6年度の医学部入学定員の臨時増員の枠組みについて <u>令和5年度末を期限とする医学部入学定員の臨時増員の枠組みについ</u> ては、令和6年度末まで1年間延長することとする。

〇文部科学省令第

号

学 校 教 育 法 昭 和 十 二 年 法 律 第二十六号) 第三 条 及 び 第 百 几 + 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に 基 づ き、 大学 設 置 基

準 及  $\mathcal{U}$ 大 学  $\mathcal{O}$ 設 置 等  $\mathcal{O}$ 認 可  $\mathcal{O}$ 申 請 及 び 届 出 に 係 る 手 続 等 に 関 す る 規 則  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 省 令 を 次  $\mathcal{O}$ ょ

うに定める。

令和五年 月

日

文部科学大臣 永岡 桂子

大 学 設 置 基 準 及 び 大学 0 設 置 等 0) 認 可 0 申 請 及 び 届 出 12 係 る 手 続 等 に 関 す る 規 則  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正

する省令

(大学設置基準の一部改正)

第

条 大 学 設 置 基 潍 昭 和  $\equiv$ + 年 文 部 省 令 第二 + 八 号) 0 <del>\_\_</del> 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す る。

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分 をこ れ に 対 応 す る 改 正 後 欄 に 撂 げげ る 規

定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 め る。

改正後	改正前
附則	附則
1~3 [略]	1~3 [同上]
4 平成二十二年度以降に期間(令和十一年度までの間の年度間に限	4 平成二十二年度以降に期間(令和十年度までの間の年度間に限
る。)を付して医学に関する学部の学科に係る収容定員を、七百二十	る。)を付して医学に関する学部の学科に係る収容定員を、七百二十
人を超えて、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関す	人を超えて、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関す
る法律(平成元年法律第六十四号)第四条第一項に規定する都道府県	る法律(平成元年法律第六十四号)第四条第一項に規定する都道府県
計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に記載された大学	計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に記載された大学
の入学定員及び編入学定員の増加により算出される収容定員の増加の	の入学定員及び編入学定員の増加により算出される収容定員の増加の
みにより八百四十人までの範囲で増加する大学(次項及び附則第六項	みにより八百四十人までの範囲で増加する大学(次項及び附則第六項
において「医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学」と	において「医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学」と
いう。)の基幹教員数の算定については、別表第一口に定める医学関	いう。)の基幹教員数の算定については、別表第一口に定める医学関
係の基幹教員数は、収容定員が七百八十人までの場合にあつては百五	係の基幹教員数は、収容定員が七百八十人までの場合にあつては百五
十人、収容定員が八百四十人までの場合にあつては百六十人とし、か	十人、収容定員が八百四十人までの場合にあつては百六十人とし、か
つ、文部科学大臣が別に定める基準に適合することとして、第十条の	つ、文部科学大臣が別に定める基準に適合することとして、第十条の
規定を適用する。	規定を適用する。
5 6 [略]	5・6 [同上]
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	

(大学  $\mathcal{O}$ 設 置 等  $\mathcal{O}$ 認 可  $\mathcal{O}$ 申 請 及 び 届 出 12 係 る 手 続 等 に 関 す る 規 則 ∅→ 部 改 正

第二条 大 学  $\mathcal{O}$ 設 置 等  $\mathcal{O}$ 認 可  $\mathcal{O}$ 申 請 及  $\mathcal{U}$ 届 出 に 係 る 手 続 等 に 関 す る 規 則 平 成 + 八 年 文 部 科学省 1 令第

十二号)の一部を次のように改正する。

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍線 を 付 し た 部 分をこれ 12 順 次 対 応 する 改 Ē 後欄 に 掲 げ

る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分  $\mathcal{O}$ よう E 改 め る。

備考 表中の[ ]の記載は注記である。	・2 [略] ・2 [略] ・2 [略] ・2 [所則別記様式)を添えて文部科学大臣に申請するものとする。 (附則別記様式)を添えて文部科学大臣に申請するものとする。 (所則別記様式)を添えて文部科学大臣に申請するものとする。 (所則別記様式)を添えて対部する (所則別記様式)を添えて対部する (所則別記様式)を添えて対部する (所則別記様式)を添えて対部する (所別記様式)を添えて増加する (所別記様式)を添えて対部で表表 (所別記様式)を添えて対いまする (所別記様式)を表表されて対いまする (所別記様式)を添えて対いまする (所別記様式)を表表されて対いまする (所別記様式)を添えて対いまする (所別記様式)を表表されて対しまする (所別記様式)を表表されて対いまする (所別記様式)を表表されて対いまする (所別記様式)を表表されて対いまする (所別記様式)を表表されて対いまする (所別記様式)を表表されて対しまする (所別記様式)を表表されて対しまする (所別記様式)を表表されて対しまする (所別記様式)を表表されて対しまする (所別記述者は対しまする (所述者は対しまする (所述	改 正 後
	に令和十年度までの期間を付して私立の大学の学部の収に、同項中「当該学則を変更する年度(以下「学則変更は、同項中「当該学則を変更する年度(以下「学則変更は、同項中「当該学則を変更する年度(以下「学則変更に)の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は前日から同月三十日までの間」とあるのは、「文部科学大に関する学部の学科に係るものに限る。)を七百二十人に関する学部の学科に係るものに限る。)を七百二十人に関する学部の学科に係るものに限る。)を出百二十人に関する学部の学科に係るものに限る。)を増加する学での期間を付して私立の大学の学部の収に、一つ、とする。	改正前

附

則

この省令は、公布の日から施行する。

# 〇文部科学省令第

号

玉 家 戦 略 特 別 区 域 法 及 び 構 造 改 革 特 別 区 域 法  $\mathcal{O}$ \_\_\_ 部 を 改 正 す る 法 律 令令 和 五. 年 法 律 第 + 号)  $\mathcal{O}$ 

施

行 に 伴 1 玉 家 戦 略 特 別 区 域 法 に 基 づ < 玉 家 戦 略 特 别 区 域 内  $\mathcal{O}$ 平 成 + 九 年 度 に 開 設 す る 医 学 部 を 置

< 大 学 に 係 る 大 学 設 置 基 準  $\mathcal{O}$ 特 例 に 関 す る 省 令  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 省 令 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 定 め る。

令和五年 月 日

文部科学大臣 永岡 桂子

玉 家 戦 略 特 別 区 域 法 に 基 づ < 玉 家 戦 略 特 別 区 域 内  $\mathcal{O}$ 亚 成 + 九 年 度 に 開 設 す る 医 学 部 を 置 < 大

学 に 係 る 大 学 設 置 基 準  $\mathcal{O}$ 特 例 に 関 す る 省 令  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 省 令

玉 家 戦 略 特 别 X 域 法 12 基 づ < 玉 家 戦 略 特 別 区 域 内  $\mathcal{O}$ 平 成 + 九 年 度 に 開 設 す る 医 学 部 を 置 < 大 学 に

係 る 大 学 設 置 基 準  $\mathcal{O}$ 特 例 に 関 す る 省 令 平 成 + 八 年 文 部 科 学 省 令 第 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正

する。

第 八 条 第 七 項 \_ を 第 八 条 第 八 項 Ĺ に 改 8 る。

附 則

 $\mathcal{L}$  $\mathcal{O}$ 省 令 は 玉 家 戦 略 特 別 区 域 法 及 び 構 造 改 革 特 別 区 域 法  $\mathcal{O}$ \_\_ 部 を 改 正 す る 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日 へ 令 和

五年九月一日)から施行する。